



## 米国会計関連情報 最近の論点

### FASB—ASU第2014-11号 「譲渡金融資産の満期日を期限とするレポ取引、買戻契約による資金調達、及び開示」を公表

FASBは、2014年6月12日に、会計基準更新書(Accounting Standards Update, ASU)第2014-11号「譲渡金融資産の満期日を期限とするレポ取引、買戻契約による資金調達、及び開示」を公表した。このASUにより、満期日を期限とするレポ取引(repo-to-maturity)の会計処理が変更され、買戻契約及びその他の類似する取引(レポ取引)の開示が強化される。

#### 【重要な決定事項】

- **満期日を期限とするレポ取引** 別個の先渡取引となる買戻契約または売戻契約を伴う資産の売却ではなく、担保付借入金として会計処理される。
- **買戻契約による資金調達** 同時にレポ取引を行う金融資産の譲渡は、先渡契約として結合して会計処理すべきか否かを判断するための評価を行う必要はなくなる。
- **開示** このASUにより、譲渡人が譲渡資産に係る経済的リターンに対するエクスポージャーのほぼすべてを保持しているレポ取引と類似の取引について、新たな開示が要求される。また、担保付借入金として会計処理されるレポ取引における差入担保の性質について、追加的な開示が要求される。
- **適用日** 公開企業は、このASUの規定の多くを2014年12月16日以降開始する最初の期中または年次報告期間に適用する。その他のすべての事業体は、すべての規定を2014年12月16日以降開始する年次報告期間、及び2015年12月16日以降開始する期中報告期間に適用する。公開企業の早期適用は禁止されるが、その他のすべての事業体は、2014年12月16日以降開始する期中報告期間に早期適用することができる。

#### 【譲渡金融資産の満期日を期限とするレポ取引】

満期日を期限とするレポ取引は、別個の先渡取引となる買い戻し、または売り戻しのコミットメントを伴う資産の売却ではなく、担保付借入金として会計処理される。

#### 背景及び所見

満期日を期限とするレポ取引は、譲渡された金融資産を固定価格(所定の利息金額を調整後)で買い戻す別個のコミットメントを伴う金融資産の譲渡であり、買戻契約の決済日が譲渡

1 ASU第2014-11号「譲渡金融資産の満期日を期限とするレポ取引、買戻契約による資金調達、及び開示」。www.fasb.org より入手可能。

された金融資産の満期日と一致する取引である。譲渡された金融資産は満期が到来するため、当初の譲渡人は通常、レポ取引の決済時に現物商品ではなく現金を受け取る。現行のU.S. GAAPでは、これらの取引は、通常、別個の先渡取引を伴う売却取引として会計処理され、オフバランスシートの資金調達とみなされる。ただし、譲渡された金融資産の満期日より前に決済される通常のレポ取引は、担保付借入金として会計処理される。

市場関係者は、レポ取引の会計処理を満期日前と満期日とで違えることは必ずしも正当化されないとの見解を示した。これは、いずれの場合においても、譲渡人が取引期間を通じて譲渡金融資産に対するエクスポージャーを保持し、譲渡金融資産からの重要な便益を得ているためであるとしている。具体的には、FASBのスタッフは、市場関係者へのアウトリーチ活動を通じて、双方のレポ取引の譲渡人が同様の債務不履行リスク、市場リスク、及び証拠金要件にさらされていることを確認した。FASBは、満期日を期限とするレポ取引を担保付借入金として会計処理することにより、これらの取引に関する譲渡人の債務、リスク及び資産残高がより適切に反映されると考えている。この変更により、満期日を期限とするレポ取引及びその他のレポ取引の会計処理はより整合的になる。

### KPMGの所見—現金で決済されるレポ取引

現金で決済されるレポ取引とは、金融資産そのものを譲渡する代わりに現金を支払うことで決済を行うことが譲受人に要求される買戻契約である。このような取引は通常、譲渡人が譲渡資産に対する有効な支配を保持しないため、売却取引として会計処理しなければならない。満期日を期限とするレポ取引の大部分は現金で決済されるため、満期日を期限とするレポ取引とその他の現金で決済されるレポ取引との間の唯一の差異は、後者が譲渡資産の満期が到来する前に決済されることである。ただし、このASUのもとでは、満期日を期限とするレポ取引は担保付借入金として会計処理されるのに対し、その他の現金で決済されるレポ取引は引き続き売却取引として会計処理される。このため、新たな規定に基づく、類似する取引に異なる会計処理が適用される事態が生じることになる。FASBは、このような不整合が生じる可能性を認識しているが、ボードは、満期日を期限とするレポ取引の限定的な実務上の論点(narrow practice issue)を解決するためのガイダンスが必要であるという見解を、引き続き示している。

### 【買戻契約による資金調達】

金融資産の当初の譲渡及びそれと同時に同一の当事者との間で締結された(または締結予定の)同一または実質的に同一の資産の買戻契約による資金調達は、2つの別個の取引として会計処理される。これにより、当初の取引は(認識の中止の要件を満たす場合には)売却及び他方の当事者による購入として会計処理され、両方の当事者は、買戻契約による資金調達を担保付借入金として会計処理する。

#### 背景及び考察

買戻契約による資金調達は、譲渡と関連して実行されるレポ取引である。以下はこの契約について説明している。

- 当事者Aは、現金と引き換えに当事者Zに金融資産を譲渡する。
- 当事者Zは当事者Aと買戻契約による資金調達の契約を締結し、譲渡された金融資産を当事者Aに担保として渡す。当事者Zは当事者Aから現金を受け取る。買戻契約による資金調達の一部として、当事者Zは固定金額で、決められた期間内に譲渡された金融資産(またはそれと実質的に同一の金融資産)を買い戻さなければならない。

現行の会計ガイダンスは、当初の譲渡及び買戻契約による資金調達を別個に会計処理するか、または関連する取引として一体として会計処理するかを決定するために分析を行うことを要求している。関連する取引と考える場合はこれらを結合して会計処理し、デリバティブに該当するか否かを判断するために評価を行う。FASBは、買戻契約による資金調達を担保付借入金として会計処理することにより、両方の当事者の経済的ポジションがより正確に反映されたと考えている。

## 【開示】

売却取引として会計処理される譲渡（当初の譲渡における譲渡人が取引期間を通じて譲渡された金融資産に係る経済的リターンに対するエクスポージャーのほぼすべてを保持することになる契約を含む）（例：譲渡資産と実質的に同一の資産の買い戻し、またはトータル・リターン・スワップ付き売却）に関して、譲渡人は以下の事項をすべて開示する。

- 認識を中止した資産の認識中止日の帳簿価額
  - 当期と過年度で認識が中止された資産の帳簿価額が大きく異なる場合、または報告期間中の活動が反映されていない場合、それらの理由についての説明
- 認識を中止した資産について、認識中止時に譲渡人が受け取った金額の総額
- 譲渡された金融資産に係る経済的リターンに対する譲渡人の継続的なエクスポージャーについての情報
  - 譲渡人によって認識が中止された資産の報告日現在の公正価値
  - 取引について財政状態計算書に計上された金額
  - 譲渡人が経済的リターンに対するエクスポージャーのほぼすべてを保持することになる取引及びこのような取引に関連するリスクについての説明

これらの開示は取引の種類別（例：レポ取引、有価証券貸出取引、トータル・リターン・スワップ付き売却）に行わなければならない。

ASUはまた、レポ取引、有価証券貸出取引、及び担保付借入金として会計処理される満期日を期限とするレポ取引について、以下の開示を行うことを要求している。

- 差し入れた担保の種類ごとの債務総額の内訳
- 取引の残存契約期間
- 契約及び差し入れた担保に関連する潜在的なリスクの説明（担保の公正価値の低下から生じる債務及び潜在的なリスクがどのように管理されているかに関する情報を含む）

## 背景及び考察

これらの開示は、取引の内容及び関連するリスクについての透明性のある情報を提供することによって財務諸表利用者の要求に対処することを目的としている。特に、開示の一部は、財務諸表利用者が売却取引として会計処理された取引と担保付借入金として会計処理された類似の取引とを区別する際に必要となる情報を提供することになる。

## 【適用日】

公開企業の適用日は以下のとおりである。

- このASUによる会計処理の変更及び売却取引として会計処理される取引に関する開示は、2014年12月16日以降開始する期中及び年次報告期間に適用される。

- レポ取引、有価証券貸出取引及び担保付借入金として会計処理される満期日を期限とするレポ取引に関する開示は、2014年12月16日以降開始する年次報告期間、及び2015年3月16日以降開始する期中報告期間に適用される。
- 早期適用は禁止される。

その他のすべての事業体の適用日は以下のとおりである。

- このASUのすべての規定は、2014年12月16日以降開始する年次報告期間、及び2015年12月16日以降開始する期中報告期間に適用される。
- 早期適用は、2014年12月16日以降開始する期中報告期間について選択可能である。

すべての事業体は、適用期間の期首利益剰余金に累積的影響の調整を行うことにより、このASUを適用しなければならない。

## 編集・発行

### 有限責任 あずさ監査法人 US GAAPアドバイザー室

AZSA-USGAAP@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

この文書はKPMG LLPが発行しているDefining Issues®  
Jul. 2014 No. 14-31をベースに作成したものです。

上記の記述及び要約を、ASU案、SECレギュレーション及び潜在的または現行の規定の代用として取り扱わないようご注意ください。U.S. GAAPを適用する企業またはSECへのファイリングを行う企業は、関連する法規制及び会計規定の原文を参照するとともに、自社の特定の状況を検討し、会計及び法律顧問に相談されることをお勧めいたします。

本ニュースレターの内容に関しご質問等ございましたら、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。